

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年1月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年1月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年1月9日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HARDOFF・OFFHOUSE霧島見次店・ドラッグストアモリ隼人見次店
霧島市隼人町見次538番2 外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 1,966平方メートル
イ 変更後 2,156平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐車場No.1 A棟東側 28台
 駐車場No.2 B棟北側 25台
 駐車場No.3 C棟東側 25台
イ 変更後 駐車場No.1 A棟東側 28台
 駐車場No.2 B棟東側 50台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐輪場No.1 A棟南側 10台
 駐輪場No.2 B棟東側 10台
イ 変更後 駐輪場No.1 A棟南側 10台
 駐輪場No.2 B棟南東側 10台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設No.1 A棟東側 18平方メートル
 荷さばき施設No.2 B棟北側 18平方メートル
 荷さばき施設No.3 C棟東側 18平方メートル
イ 変更後 荷さばき施設No.1 A棟東側 18平方メートル
 荷さばき施設No.2 B棟南側 40平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 変更前 廃棄物保管施設No.1 A棟東側 5.02立方メートル
- 廃棄物保管施設No.2 A棟西側 2.30立方メートル
- 廃棄物保管施設No.3 B棟西側 2.16立方メートル
- 廃棄物保管施設No.4 C棟北側 0.71立方メートル
- イ 変更後 廃棄物保管施設No.1 A棟東側 5.02立方メートル
- 廃棄物保管施設No.2 A棟西側 2.30立方メートル
- 廃棄物保管施設No.3 B棟南西側 6.96立方メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 変更前 株式会社ありがとうサービス 午前10時から午後8時まで
- イ 変更後 株式会社ありがとうサービス 午前10時から午後8時まで
- 株式会社ドラッグストアモリ 24時間営業

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
- イ 変更後 24時間

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ア 変更前 荷さばき施設No.1 午前6時から午後10時
- イ 変更後 荷さばき施設No.1 午前6時から午後10時
- 荷さばき施設No.2 24時間

3 変更年月日

令和6年5月31日

4 届出年月日

令和5年12月28日